

朝倉市体育協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、朝倉市体育協会規約第4条第5号に基づき、表彰に関する必要な事項を定める。

(表彰の目的)

第2条 この表彰は、本市スポーツの普及振興に貢献した個人又は団体に対して行い、本市スポーツの更なる振興に資することを目的とする。

(被表彰者)

第3条 前条の表彰は、次に該当するものについて、朝倉市体育協会がこれを行う。

- (1) 多年にわたり本市スポーツの普及振興に寄与し、その功績が顕著な個人
- (2) 本市スポーツの普及振興に貢献した団体
- (3) スポーツ競技において、抜群の成績を挙げた個人又は団体

2 詳細については、別に定める選考基準によるものとする。

(推薦)

第4条 被表彰者は、次に掲げるものから推薦する。

- (1) 朝倉市体育協会
- (2) 朝倉市体育協会事務局

(推薦方法)

第5条 被表彰者の推薦は、別に定める推薦様式により書面で行う。

(被表彰者の決定)

第6条 表彰者の決定は、前条の書面に基づき役員会で行い、理事会に報告する。

(表彰の周期)

第7条 表彰は、毎年1回行う。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

この規程は、令和3年11月15日から施行する。

朝倉市体育協会被表彰者選考基準

1. 朝倉市体育協会表彰規程第3条に基づく被表彰者の選考基準を、次のように定める。
 - ① 概ね10年以上にわたって、朝倉市のスポーツ振興に貢献した個人
 - ② 体育協会（加盟団体を含む）の役員として、永年にわたってスポーツ振興に功績があった退任者（物故者を含む）。永年とは、概ね3期または6年程度とする。
 - ③ 高額の金品を当体育協会に寄付し、本市スポーツの振興に寄与した個人又は団体。高額とは、概ね20万円相当とする。
 - ④ 10年以上、スポーツの活動実績を有し、地域又は職場のスポーツ振興に顕著な成果を挙げている団体
 - ⑤ 国、地方公共団体若しくは公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体含む）が主催、共催、若しくは後援を行う大会における競技又は法人が統括する国内競技大会において、次のいずれかの成績を収めた個人又は団体
 - ア 県規模以上の競技会で新記録を更新
 - イ 国民体育（スポーツ）大会に出場
 - ウ 全国規模の種目別スポーツ大会に出場
 - エ 種目別県大会での優勝
 - オ 種目別九州大会で3位以上に入賞
 - カ 国際大会に出場
 - ⑥ 表彰の対象となる実績は、原則として当該年度のものとするが、推薦漏れや集約期限後から年度末までの大会等における実績がある場合は、前年度分の実績までを対象とする。
 - ⑦ 各表彰の種別を次のとおりとする。ア及びイについては、⑤の基準により表彰されるものとし、ウについては、①から④までの基準により表彰されるものとする。
 - ア 個人表彰
 - イ 団体表彰
 - ウ 功労者表彰
 2. 前項各号の規定に関わらず、総合的な評価で表彰に値すると認められる場合は、具体的な実績に基づいて、役員会の協議に基づき選考の対象とすることができる。
 3. この基準における年数は、現に朝倉市にスポーツ籍を有し、かつ、経験年数も朝倉市にスポーツ籍を有してから起算されるが、当分の間、旧3市町時の経験年数も考慮するものとする。
- 附　　則
1. この選考基準は、平成18年3月20日から施行する。
 2. この選考基準は、平成19年3月21日から施行する。（1-⑤-オを追加）
 3. この選考基準は、平成27年3月21日から施行する。（1-⑥を追加）
 4. この選考基準は、令和元年7月31日から施行する。（1-⑦、⑧、⑨を追加、⑤ウ及び2. の一部修正）
 5. この選考基準は、令和2年11月20日から施行する。
 6. この選考基準は、令和3年11月15日から施行する。